

西予市自主防災組織活動育成補助金交付要綱

平成 16 年 4 月 1 日

告示第 108 号

(目的)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 5 条及び西予市地域防災計画に基づき、地域の自主防災組織の育成強化を図るため自主防災組織が行う防災活動に対し、予算の範囲内で西予市自主防災組織活動育成補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、防災体制の確立と、市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「自主防災組織」とは、町内会、自治会等を単位として市民により自主的に結成された自発的な地域防災活動を行う組織で、その代表者から西予市自主防災組織結成支援補助金交付要綱(平成 20 年西予市告示第 19 号)第 2 条に規定する西予市自主防災組織届出書により市長に届出があったものをいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象は、次に掲げる事業とする。

(1) 防災備蓄整備事業

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業

(補助金の補助額)

第 4 条 補助金の対象経費及び補助額は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとし、市長が適当と認めたものについて予算の範囲内で交付する。ただし、前条第 2 号に規定する市長が特に必要と認めた事業については、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織(以下「申請者」という。)は、西予市自主防災組織活動育成補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 6 条 市長は、前条の規定により申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 交付の決定及びその通知は、補助金を交付すべきものと認めた申請者が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとする。この場合において、当該申請に係る申請書を申請者からの請求書とみなす。

3 市長は、第 1 項の審査及び必要に応じた調査の結果、補助金を交付すべきでないとき、その旨を西予市自主防災組織活動育成補助金却下通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(目的外使用の禁止)

第8条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第9条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則([平成18年告示第55号](#))

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則([平成24年告示第34号](#))

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則([平成28年告示第93号](#))

この告示は、平成28年5月17日から施行する。

附 則(令和8年西予市告示第59号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区分	対象経費	補助額
防災備蓄整備事業	次に掲げる防災備蓄品の購入に要する経費。ただし、原則として、使用期限・消費期限があり、定期的な買い替えが必要なものに限る。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常食、飲料水（アルファ米、保存パン、保存水など） ・衛生、救急用品（簡易トイレ、凝固剤、消毒液、包帯、使い捨て手袋など） ・その他消耗品（乾電池、使い捨てカイロ、液体ミルクなど） 	当該費用の3分の2以内の額。ただし、別表第2に掲げる構成世帯数の区分に応じ、同表に定める額を限度とする。補助申請は、1年につき1回までとする。

別表第2（第4条関係）

自主防災組織対象世帯数	限度額（円）
100世帯未満	25,000
100世帯以上～150世帯未満	38,000
150世帯以上～200世帯未満	50,000
200世帯以上～300世帯未満	63,000
300世帯以上～400世帯未満	75,000
400世帯以上～500世帯未満	88,000
500世帯以上	100,000

※補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。

年 月 日

西予市長 殿

自主防災組織名
(代表者)住 所
役職名
氏 名

西予市自主防災組織活動育成補助金交付申請書兼請求書

年度において地域防災活動を行うため、西予市自主防災組織活動育成補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

防災備蓄整備事業

申請額(請求)額 金 円

(対象経費の2/3以内の世帯数に応じた額)

申請日現在の世帯数 世帯

2 添付書類

- (1) 領収書
- (2) 整備状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫	農協 支店
預金種類	普通預金	当座預金
口座番号		
口座名義		

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

西予市自主防災組織活動育成補助金却下通知書

自主防災組織名

(代表者)住 所

役職名

氏 名

殿

西予市長

年 月 日付けで申請のあった西予市自主防災組織活動育成補助金について、
下記の理由により却下しましたので通知します。

(理由)